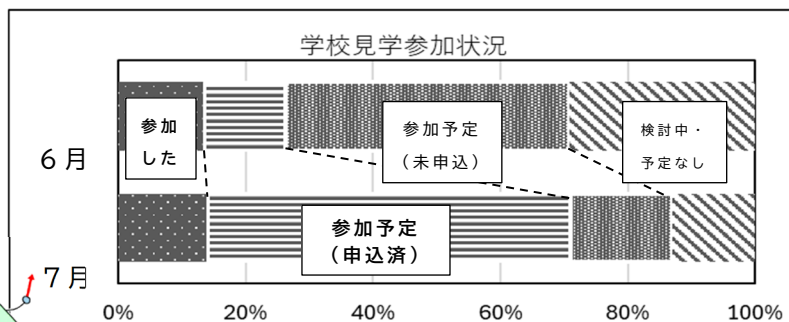


学校見学の夏休み・勉強の夏休みに！

学校見学の参加状況についてのアンケート結果を紹介します。上級学校の話聞く会の希望調査（6月）と、第2回進路希望調査（7月）で、これだけ変化がありました。参加した人数はあまり変化がありませんが、申込みが大きく増えています。学校見学の多くは夏休みに開催されます。興味のある学校や学科は、見学に行きましょう。定員や時期で締め切ってしまう学校もあるので、早めの行動をしましょう！



学力の準備、気持ちの準備、そして文具の準備を！

夏休みを迎える3年生のみなさんからは、少しずつ受験の意識を高めていることがうかがえます。今日は、公立高校受験に関する注意事項として、受験時の筆記用具等の持ち物について紹介します。これらの情報は、「愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に細かく記載されています。学校からも情報を伝えていきますが、原則、本人や家族の責任で理解し、受験をしてください。（私立学校や専修学校についても、各学校の要項を熟読しましょう。）

愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項 6 学力検査実施上の注意事項（昨年度より一部抜粋）

- (1) 検査時間中、途中の退場は原則として認めない。
- (2) 「受検票」、用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、下敷き、鉛筆けずり用具、定規）及び時計以外のものは、原則として検査場に持ち込ませない。なお、用具はごく普通のものとし、賞品・景品の類は避ける。下敷きは無地のもの、定規は分度器のついていないものに限る。
- (3) 学力検査の公正を乱すおそれがあるので、スマートフォン等の情報通信機器、計算機能及び通信機能付の時計の持ち込みは認めない。
- (4) 「受検票」は机上に提示させておく。
- (5) 問題用紙の表紙の注意事項については説明してもよいが、問題の内容について一切説明しない。
- (7) 遅刻した者に対しては、第1時限の検査開始時刻から20分以内の者に限り受験を許可する。この場合、第1時限は一般の受検者とは別の検査場で受検させ、第1時限の終了時刻は一般の者と同じとする。

キャラクターものの筆記具や、英単語がついているものは、避けるのが無難です。ぬいぐるみのような筆箱は学習にふさわしいですか？定期テスト同様、学力検査は公平・公正に行われなければなりません。受験本番にいつも通りの力を発揮できるよう、日頃から本番を意識して取り組みましょう。

【重要】奨学金貸与予約制度のご案内

愛知県には高校進学にかかる学費等についての奨学金制度があります。今回紹介するのは、来年度に受ける奨学金を、今から予約（審査あり）できるという制度です。（県からの案内を裏面に掲載）

希望される方は、7月17日（木）までに担任を通じて進路担当までお知らせください。希望者には制度の詳細と、提出していただく書類（申請書や世帯状況調べ等）をお渡します。

書類の提出締め切りは、7月31日（木）16:55とします。

中学生の皆様へ 愛知県高等学校等奨学金 令和8年度奨学金の貸与予約申請の御案内

愛知県では、高等学校等に在学する生徒の修学を支援するため、奨学金の貸与（無利息）をおこなっています。

来年度、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程への進学を予定して、奨学金の貸与を希望される方は、在学する中学校に申し出てください。

1 申込みの方法

申請書類を在学している中学校から受け取り、在学している中学校へ提出してください。

2 申込み期限

令和7年7月の在学する中学校が指定する日まで

3 奨学金の概要

(1) 貸与月額及び返還期間

区 分		貸与月額	返還期間	左記と選択できる貸与月額	返還期間
国公立校	自 宅 通 学	1 8 , 0 0 0 円	1 0 年	1 1 , 0 0 0 円	6 年
	自宅外通学	2 3 , 0 0 0 円			
私 立 校	自 宅 通 学	3 0 , 0 0 0 円	1 2 年		
	自宅外通学	3 5 , 0 0 0 円			

※ 予約決定のみでは貸与を受けることができません。高等学校等へ入学後、入学した学校を通じて、6月に申請手続きをする必要があります。

(2) 返 還

卒業後（又は退学や転学などで在学しなくなった後）半年後から貸与月額に応じて上表返還期間で返還（原則、月賦による均等返還）

(3) 返還猶予

- ・卒業後も、大学、専門学校などの教育機関に在学中は、申請により返還を猶予します。
- ・低所得世帯の方を対象に、奨学生本人の収入が一定の額に達しない間は、申請により返還を猶予します。

4 予約採用の対象となる方

次の(1)及び(2)に該当することが必要です。

- (1) 親権者又は未成年後見人が県内に在住し、高等学校・専修学校高等課程・中等教育学校後期課程に進学を希望している方
- (2) 経済的要件

親権者等の課税標準額（市町村民税所得割の課税総所得金額）の合計額から一定額控除*後の額が230万円以下の方

* 親権者等の扶養親族のうち、令和7年1月1日時点で0歳～15歳の方一人につき33万円、16歳～18歳の方一人につき12万円を課税総所得金額から差引く。

5 問合せ先

御不明な点がございましたら、お問い合わせください。

愛知県教育委員会 高等学校教育課 奨学グループ（電話 052-954-6785(ダイヤルイン)）